企画競争実施の提案募集要項

2025年4月22日

一般社団法人四国ツーリズム創造機構 事業推進本部長 桑村 琢

次のとおり、四国観光商談会 2025 運営委託業務の企画提案を募集します。

1. 業務概要

(1) 委託事業名

四国観光商談会 2025 運営委託業務

(2) 業務内容

別紙「四国観光商談会 2025 運営委託業務」仕様書のとおり

(3) 履行期限

契約締結日から 2025 年 12 月 26 日 (金)

(4) 予算額

3,000,000 円以下 (消費税及び地方消費税相当額を含む) ただし、予算増額による追加提案は認めない。

- 2. 企画競争参加資格要件 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 事業を的確に遂行できる能力を有する者であること。
- (2) 法人等及びその代表者が、次の事項に該当しない者
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - イ 国又はいずれの地方公共団体においても競争入札参加資格を有さない者
 - ウ 四国の4県又は他の地方公共団体から競争入札参加者資格の指名停止等の措置を受けている者
 - エ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - オ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。) 若しくは暴力団の構成員でなく なった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。) の統制下にある団体
 - カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定、又は再生計画の認可の決定が確定している者については、当該申立てがなされていない者とみなず
 - キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条 第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過 しない者
 - ク 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
 - ケ 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (ア) 成年被後見人又は被保佐人
 - (イ) 破産者で復権を得ない者
 - (ウ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなく なった日から2年を経過しない者
 - (エ)暴力団の構成員等
 - コ 選定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認 められる者

3. 企画提案への参加申込

(1) 提出書類

次の書類を各1部提出してください。

ア 参加申込書 (様式第1号)

イ 会社等の概要(様式第2号)

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

※持参又は郵送の場合も電子データ(複写可。PDF 形式)を電子メールで送付すること。

※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明に限る。

※電子メールは、電話により到達を確認すること。

(3) 受付期間

2025年4月22日(火)から5月9日(金)17時00分まで【必着】

※持参の場合は9:00~17:30、土・日曜日、祝日を除く。

(4) 複数事業者による共同提案 (JV) の場合の留意事項

複数の事業者による共同提案も可能としますが、下記の点に留意して提出すること。

- ① 幹事者を決定し「参加申込書(様式第1号)」は幹事者が提出すること。
- ② 共同提案者に全てに係る「会社等の概要(様式第2号)」を提出すること。

4. 説明会の開催

説明会は開催しません。

5. 質問の受付及び回答方法

(1) 質問の受付について

委託業務について質問がある場合は、2025 年 4 月 30 日 (水) 12:00 までに下記「12. 応募・照会 先」のメールアドレス宛にメールで送付してください。

(2) 質問の回答について

上記(1)の質問に対する回答は、当機構のホームページに掲載します。

なお、掲載は、2025年5月2日(金)12:00を予定しています。

6. 企画提案書等の提出

次のとおり企画提案書等を提出してください。なお、提案は1応募者あたり1案とします。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

別添の「四国観光商談会 2025 運営委託業務」仕様書に従い、提案内容を具体的に記載してください。なお、様式は(2)のとおりです。

イ 業務実績書(様式第3号)

ウ 企画提案のポイント(様式第4号)

なお、アの企画提案書には業務の実施体制(責任者、運営スタッフの属性及びその配置数 等) 及び経費の見積書(単価や数量など具体的なものであること。)を添付すること。

(2) 企画提案書の様式

様式は次のとおりとします。

- A4判
- ・両面 20 頁以内 (表紙・目次を除く。実施体制、経費の見積書含む)
- (3) 提出部数

6部

なお、「業務実績書(様式第3号)」の添付書類(契約書等の写し、地方公共 団体の競争入札参加資格者登録名簿に登録されていることのわかる書類の写し 等)については、1部のみの提出を可とします。

(4) 提出方法

持参又は郵送 (併せて、電子データを電子メールでも送付すること)

※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明に限る。

※電子メールは、電話により到達を確認すること。

(5) 受付期間

2025年5月19日(月)17時00分まで【必着】

※持参の場合は9:00~17:30、土・日曜日、祝日を除く。

7. 契約候補者の選定方法

(1) 選定方法

応募者から提出された企画提案書等の内容を「四国観光商談会 2025 運営委託業務公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)」において審査のうえ、次のいずれにも該当しない者で、得点(審査委員会の各委員が、別紙審査基準に基づき採点した点数の合計)の最も高い応募者を随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)に、また、次に得点が高い者を次点候補者とします。

- ① 参加資格要件をすべて満たさない者
- ② 企画提案書の提案内容が仕様書の要件等に反している又は矛盾している場合
- ③ 経費見積金額(消費税及び地方消費税を含む。)が1.(4)の契約限度額を 超えている場合

(2) 審査委員会

別途定める「四国観光商談会 2025 運営委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

① 開催日時

2025年5月26日(月)

日時の詳細については、企画提案書等の提出締切後に別途通知します。

② 開催場所

オンラインで実施 (予定)

③ 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 20 分以内

審査委員からの質問 20 分以内

- 4 注意事項
 - ア 応募者は他の応募者の企画提案を傍聴することはできない。
 - イ 参加人数は、1応募者3名までとする。
 - ウ 提案内容の説明は、原則、本業務を実施する際の責任者が行うこと。
 - エ 審査委員会当日に新たな説明資料等を追加することはできない。

(3) 審査基準

審査は、審査基準の各項目について評価基準による5段階評価とし、審査委員会の委員5名が評価した結果の合計点を各企画提案者(応募者)の得点とします(評価項目等については別紙審査基準参照。)。なお、選定にあたっての下限の点数は、600点(総得点1,000点の60%)とし、この点数を満たす企画提案がない場合は、候補者なしとします。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、採否に関わらず、応募者全員に通知します。

8. 支払条件

事業終了後、委託業務報告書を提出し、当機構の検査を経て、受託者からの適切な支払請求書を 受領した日から30日以内に、請求者の取引銀行口座へ契約金額を振り込むものとする。

9. 日程(予定)

(1) 企画提案募集開始

2025年4月22日(火)

(2) 企画提案書作成等に関する質疑提出〆切

2025年4月30日(水)17時00分

(3) 参加申込書(様式第1号)、会社等の概要(様式第2号)の提出

2025年5月9日(金)17時00分(必着)

(4) 企画提案書、業務実績書(様式第3号)、企画提案のポイント(様式第4号)の提出

2025年5月19日(月)17時00分(必着)

(5) 審査委員会

2025年5月26日(月)

(6) 企画提案書の審査結果の通知

2025年6月上旬(予定)

10. 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、応募者は失格になることがある。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 当機構の職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の応募者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談 や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

11. その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出すること。なお、辞退することによって、今後の機構との契約等について不利益な取り扱いをするものではない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出期限までに到着しなかった提案書は、いかなる理由をもっても選定されない。
- (5) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (6) 提案書を選定した応募者及び提案書を選定しなかった応募者に対して、その旨を書面またはメールで通知する。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 提出された書類は、必要に応じて複写する。(審査使用に限る)
- (9) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者 に対して指名停止を行うことがある。
- (10) 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として速やかに実施主体と契約を結ぶこととする。
- (11) 当公示にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

12. 応募・照会先

〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1 高松シンボルタワータワー棟3階

一般社団法人四国ツーリズム創造機構 担当 長谷部、別宮

 $T \in L : 087-813-0432$

M a i I : hasebe@shikoku-tourism.com bekku@shikoku-tourism.com

提案書の審査基準

提案書は、次に掲げる事項により評価・選定し、選定された提案書の応募者を、契約の候補者と次 点者として選定する。

1 評価項目と審査基準

- (1) 企画提案コンセプトの妥当性(20点)
 - ・企画提案書のコンセプトは明確かつ妥当か。
- (2) 企画提案内容(100点)
 - ・事業を的確に遂行できる能力を有するか。(30点)
 - ・事業に必要なノウハウを有し、効率的に業務が遂行されるか。(30点)
 - ・その他、効果的な手法が提案されているか。また、その内容が、合理的かつ効果的な手法か。 (40点)
- (3) 業務内容の妥当性(30点)
 - ・事前準備から精算に至るまでの手法は現実的かつ明確なものか。
- (4) 業務遂行能力(40点)
 - ・業務遂行に十分な実施体制をとっているか。また、無理のないスケジュールとなっているか。 (20点)
 - ・十分な実績を有し、円滑な業務遂行が見込まれるか。(20点)
- (5) 見積経費(10点)
 - ・業務執行に妥当な金額であるか。

2 選定方法

- (1) 別途定める「四国観光商談会 2025」運営委託業務公募型プロポーザル審査委員会」において、 企画提案書ごとに各評価項目について1点から5点までの点数を記入し、各項目に設定した係 数を掛け合わせ合計点数を算出する。
- (2) 審査員全員の評価点数の合計が最も高い順に提案契約の相手方となる候補者と次点者を選定する。 ただし、加点後の合計点を審査員の数で除した平均点数が 120 点 (200 点の 60%) に満たない場合は採用しない。
- (3) 評価合計が最も高い提出者が複数ある場合は、審査員の協議により候補者と次点者を選定する。